

平成27年知立市議会12月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成27年12月11日（金） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（6名）

明石 博門	小林 昭弑	神谷 文明	高木千恵子
池田 福子	川合 正彦		

4. 欠席委員

中野 智基

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	中村 明広
長寿介護課長	清水 弘一	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	浦田 浩子	市民部長	山口 義勝
市民課長	加塚 尚子	経済課長	早川 晋
環境課長	小栗 朋広		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係	野々山英里		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第59号	損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決
議案第65号	知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例	〃
議案第66号	知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例	〃
陳情第18号	国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書	不採択
陳情第19号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	〃
陳情第22号	若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める陳情書	〃
陳情第23号	介護保険制度の改善を求める陳情書	〃
陳情第24号	18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める陳情書	〃
陳情第25号	福祉医療助成に対する国庫負担金削除措置の廃止を求める陳情書	〃
陳情第26号	後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める陳情書	〃
陳情第27号	福祉医療制度を守り、拡充を求める陳情書	〃
陳情第28号	県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める陳情書	〃
陳情第29号	後期高齢者医療の保険料と窓口負担軽減に関する陳情書	〃
陳情第30号	後期高齢者医療の一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象とすることを求める陳情書	〃
陳情第31号	後期高齢者医療の葬祭費支給に関する陳情書	〃

陳情第32号	「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書	採	択
陳情第33号	愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書	〃	

午前9時59分開会

○高木委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は17件、すなわち議案第59号、議案第65号、議案第66号、陳情第18号、陳情第19号、陳情第22号、陳情第23号、陳情第24号、陳情第25号、陳情第26号、陳情第27号、陳情第28号、陳情第29号、陳情第30号、陳情第31号、陳情第32号、陳情第33号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第18号、陳情第19号及び陳情第22号から陳情第33号までの14件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の審査が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をいただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、愛知保育団体連絡協議会より提出されました陳情第18号の提出者代理人、石原正章さん、説明席にお座りください。

石原さん、陳情第18号の趣旨説明を立てお願いいたします。

○石原正章氏

説明の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、愛知保育団体連絡協議会の事務局次長を

しております石原正章と申します。

それでは、早速説明させていただきます。

本年4月より、子ども・子育て支援新制度が始まりました。国は、この制度の実施により、就学前児童へのより質の高い保育、教育の提供、待機児童の解消、保育士の処遇改善などを含む保育条件の改善が可能となるとして、準備のおくれから、現場に大きな混乱が起きると、多くの地方自治体から実施の延期を求める意見が出されていましたが、それを押し切る形で予定どおり実施されました。

国は、実施のための追加財源に消費増税分を充てるとして、当初は1兆1,000億円を見積もっていましたが、結局7,000億円しか確保できず、しかも、10%への消費税の増税が見送られたために、今年度は7,000億円にも満たない最低分だけを確保して出発しました。

その結果、主に同じ3歳児でも毎日4時間から6時間通う幼稚園の子供と、そして毎日8時間通う保育所の子供の公定価格、補助額がほとんど同じという、施設の開設日数や施設の開設時間がまるで考慮されないものになりました。当然、保育士の処遇の改善は、ほとんど見送られる結果になりました。

保育士不足は深刻です。東京都では、9月の保育施設からの有効求人倍率が5倍を超えるという、ほとんど職員が確保できない状況が生まれています。この状況は、愛知でも同様のことだと思います。

離職率が高く、賃金が安い、仕事がつらい、持ち帰り残業が多いというのが原因と言われています。その対策として国は、幼稚園や小学校の教員免許を持つ方を保育士資格と同等とみなすこと、保育所では全時間帯で保育士の資格が資格者2人が必要とされているものを、朝夕の子供の少ない時間帯では1人でも構わないとすること。国家資格である保育士に加えて、新たに都道府県や政令市で地域限定保育士を創設できるようにすること。さらに、現行年1回の資格試験を年2回にふやすなど、悪く言えば保育士を大量生産するという規

制の緩和の大幅な拡大で解決しようとしています。

安倍内閣の目指す1億総活躍社会では、今後、新たに50万人分の保育サービスを提供するとしています。しかし、その内容は、認可保育所や認定こども園をふやすのではなく、より質の低い、保育条件が少し落ちてコストの低い小規模保育等に対応するとしています。

以上、述べてきたように、新制度は当初の理念から大きく後退しています。乳幼児の施策を今以上の規制緩和で貧しいものにするのは、彼らが自分自身の命を守ることでできない存在であることを考えれば、断じて看過できるものではありません。

以上の理由から、私たちは、子ども・子育て支援新制度の改善を求めて、貴議会から国に対して意見書の提出を求めるものです。

以上です。

○高木委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質問なしと認めます。これで陳情第18号の趣旨説明を終わります。石原さん、傍聴席にお戻りください。

それでは、愛知自治体キャラバン実行委員会より提出されました陳情第19号及び陳情第22号から陳情第31号までの提出者代理人、西村秀一さん、説明席にお座りください。

西村さん、陳情第19号及び陳情第22号から陳情第31号までの趣旨説明を立てをお願いいたします。

○西村秀一氏

本日は、陳情趣旨説明をさせていただく機会を設けていただき、ありがとうございます。

自治体キャラバン実行委員会の事務局の社会保障推進協議会副議長の西村です。よろしく申し上げます。

今回提出させていただいてる陳情書のように、これは毎年、県内全ての自治体に介護・福祉・医

療など拡充を求めて当局とも懇談しております。

本日は、陳情第19号と陳情第22号から陳情第31号までの11件について陳述させていただきます。

まず、陳情第19号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情ですが、知立市では、介護保険の保険料利用料の独自減免や就学援助を広げ、受けやすくされていること、国民健康保険の資格証明書の発行をゼロに抑えることなど、住民サイドに立った施策を進められていることに感謝します。

私たちの陳情は多岐にわたりますが、18歳未満の子供に対して医療費無料制度の実施や国民健康保険保険料の均等割の対象除外、小・中学校の給食無償化など、子供に対する福祉の拡充を求めています。子供の貧困が社会問題となっていますが、特にこれらについて御検討いただきますよう、お願いします。

また、障がい者の65歳問題。65歳になると障害者福祉から介護保険利用が優先され、一部負担が大幅にふえます。11月27日、厚生労働省の中間報告でも、平均で767円の負担が7,183円と9倍にもなると報告しております。優先をやめてほしいと同時に、負担増が生じないようにしてほしいというのがお願いです。

陳情第22号から陳情第26号までは、国に意見書を提出いただきたいという陳情です。

安倍内閣は、アベノミクス第2ステージとして、安心につながる社会保障を打ち上げ、出生率1.8や介護離職ゼロを目指すとして打ち出しています。

しかし、これから5年間の経済財政運営と改革の基本方針での打ち出されてる方針は、5年間で社会保障費自然増削減目標を1.9兆円として、毎年3,000億円から5,000億円の削減を医療介護費を中心に行うというものです。これは小泉内閣の毎年2,200億円の額の2倍になります。こうした社会保障削減に反対するためにも、切実な国民要求を国への意見書として提出をお願いします。

陳情第22号は、若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める陳情です。

2013年10月から3回にわたって年金が引き下げ

られました。これに加えて、今年度からマクロ経済スライドが導入されましたが、これにより年金は毎年0.9%目減りするとも言われています。このマクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてくださいというお願いです。

陳情第23号は、介護保険制度の改善を求める陳情です。

2014年に決められ、今年度から実施されている介護保険改革であります。第6期計画で保険料が引き上げられると同時に、要介護1、2の人が特別養護老人ホームに入所できなくなりました。

また、要支援の人が、順次実施される新しい総合事業に移行し、通所や訪問介護が現行の介護保険から外されることとなります。4月の介護報酬の引き下げでは2.27%引き下げられ、小規模事業所の経営は大変です。私たちは、国庫負担をふやして保険料利用料を軽減し、介護労働者の処遇の改善を求めています。

陳情第24号は、18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める陳情で、子供の医療費の無料を国の制度として創設してくださいとのお願いです。

陳情第25号は、福祉医療助成に対する国庫負担削減措置の廃止を求める陳情で、子供の医療費の無料や障がい者などの無料を自治体が行っていると国の負担が余分にふえると減額していることに対して、それをやめてほしいというお願いでございます。

その額は480億円にも全国で及んでいます。このペナルティーという減額をやめてほしいというお願いですが、厚生労働省も見直すということで検討会の設置を示しています。今、意見書を上げていただくことが必要です。これは、ぜひお願いしたいと思います。

後期高齢者保険料軽減特別措置の恒久化を目指す陳情。政府は、2017年から特例措置を段階的に縮小しようとしています。これをやめ、むしろ特例でなく恒久措置としてほしいということです。9割減額の方は7割減額となり、保険料は3倍に、健保の扶養者から後期高齢者に移行した方は9割の特例措置がなくなり10倍にふえます。愛知県後

期高齢者医療広域連合も特例措置でなく、恒久措置とするように国に意見書を提出しており、ぜひこれをバックアップするためにも意見書の提出をお願いします。

陳情第27号から陳情第28号は県への意見書の提出等お願いするものです。

陳情第27号は、市町村国民健康保険の事業費の補助金を2014年度から廃止しました。2013年度の県の事務事業評価書でも必要性は高い、休廃止の影響は大きいと評価されているにもかかわらず廃止されたもので、この復活をお願いします。

陳情第28号は、現在、入院は中学卒業まで、通院は通学前までの愛知県の子ども医療費無料制度を入院、通院とも18歳年度末まで拡大すること。障害者医療の精神障がい者への補助対象を一般の病気にも広げることなどを県へ意見書として提出していただきたいということです。

陳情第29号と陳情第30号は、それぞれ高齢者医療の改善について、愛知県後期高齢者医療広域連合への意見書の提出をお願いするものです。

保険料窓口負担軽減に関する陳情は、2年ごとに上がり続ける保険料、これを低所得者に対する措置として独自の保険料窓口負担軽減制度をお願いするものです。

一部負担金減免についての陳情は、生活保護基準の1.4倍以下の世帯まで対象を広げてくださいというお願い。

葬祭費支給に関する陳情は、現在5万円支給されていますが、申請制のため、十分にフォローされていません。これを広域連合として被保険者へ個別の申請勧奨が必要ではないかというお願いでございます。

以上、多々ありますが、ぜひよろしく申し上げます。本日は、ありがとうございました。

○高木委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質問なしと認めます。これで陳情第19号及び陳情第22号から陳情第31号までの趣旨説明を終わります。西村さん、傍聴席にお戻りください。

次に、愛知県医療介護福祉労働組合連合会より提出されました陳情第32号及び陳情第33号の提出者代理人、幸島元彦さん、説明席にお座りください。

幸島さん、陳情第32号及び陳情第33号の趣旨説明を立ててお願いいたします。

○幸島元彦氏

きょうは、貴重なお時間ありがとうございます。

私は、愛知県医療介護福祉労働組合連合会、愛知県医労連と申しますが、書記次長の幸島と申します。きょうは、2つの陳情の説明をさせていただきます。

1つは、愛知県看護職員15万人体制を求める請願ということで、愛知県に対する意見を出していただきたいというものと、介護従事者の処遇改善を国に対する意見書を求める陳情を述べさせていただきます。

愛知県医労連、私たち労働組合は、県下1万2,000人の仲間がありますが、半数以上が看護師、介護職の仲間構成しております。

2025年、超高齢化社会が訪れるとされておりますが、愛知県下、医師、看護師、介護職員の人手不足、御存じのとおり、大変深刻です。この背景は、勤務医の大変な過重労働、看護職員でいえば夜勤労働など変則長時間、長いところでは16時間拘束の夜勤に見られるような現場の労働実態があります。

病棟の入院患者を担当する看護師の夜勤は、かつて8時間、3交代というものが主流でした。近年は長時間の2交代、こういった夜勤が多数の病院で現在行われております。16時間拘束、つまり夕方午後4時から翌朝、午前9時までの夜勤という、あるいは12時間という長時間夜勤、これが実施されているのが現状です。長時間夜勤は労働科学の実証研究でも、明け方ごろ、朝になるとアルコールを飲んだようなふらふらな状態、酩酊状態に陥ることが示されております。過重な

労働、長時間夜勤は医療従事者を疲弊させ、医療ミスや事故を増大させることは間違いがございません。

最近の医療現場は10年、20年前と比べまして、さま変わりしております。患者の超高齢化、半分以上の方が80代や90代の年齢という病棟が多くなっております。認知症の方で夜間徘徊してしまう、ベッドからの転倒の危険がふえる、こういった中で看護師の精神的・肉体的疲労が大変厳しい内容になっております。

さらに、電子カルテの記録など事務作業もかなりふえております。保険制度によって入院期間の短縮化というものが図られておりますが、その結果、入退院に伴う計画や指導、これに日々追われる毎日、看護師の毎日の忙しさに拍車をかけております。

我々愛知県医労連が一昨年取り組んだ看護師の労働実態調査アンケート、2,586人を集約しました。その結果、仕事をやめたい、そう思ったことがある方が76%にのぼる。そのやめたい理由というのが、人手不足で仕事がきついというものです。医療ミス、ニアミスの経験がある、これは86.6%。医療現場では安全が脅かされている実態が浮き彫りになりました。

愛知県の平成23年の看護職員数は、需給数と供給数に対し、人口10万人対比全国42位と、大変少ない実態です。我々医労連は、こうしたことを広く訴え、県議会の陳情にも行ってまいりました。この結果、平成26年7月、愛知県議会では看護職員の確保対策の充実を求めて衆参議長に意見書を提出をしていただいております。

厚生労働省は平成22年に看護職員第7次需給見通しを策定しました。平成27年における愛知県の看護職員数の需要数7万4,657人としております。

しかしながら、安心・安全の医療体制のために、日勤は患者4人に看護師1人、夜勤は患者10人に看護師1人以上の体制、夜勤交代労働の改善、休暇諸権利取得が保障される労働条件がどうしても必要だと考えます。したがって、現状の2倍ではありますが、15万人以上を目指す看護職員体制が

必要だと考えます。

以上の趣旨から、愛知県の看護職員15万人以上をふやす第8次看護師需給見通しに当たり、夜勤軽減長時間労働の是正など勤務環境改善の抜本計画を策定していただく。第3に、愛知県内の医師、介護職員の大幅増員を求める、こういった意見書を愛知県に対して提出をしていただくようお願いいたします。

続きまして、介護従事者の処遇改善を求める陳情でございます。

ここ愛知県では、介護職員従事者の有効求人倍率3.96倍、約4倍となって、東京都に次いで高い県でもあり、どこの施設でも介護従事者は足りない現状です。その大きな原因、御存じのとおり、大変低いもので、月額で全産業平均よりも9万円も低い賃金、ここにあります。事例として、グループホームの施設で働く私たち組合員の40代男性職員の声を紹介いたします。

人の役に立つ仕事につきたいと転職して介護業界に入って15年になります。私の給料は手取りで17万円。これは月8回の夜勤手当を含めてこの額。ひとり暮らしで手いっぱいなのに、親が病気がちになり、将来生活、不安が年々大きくなってまいります。今の仕事は入居者、御家族から感謝をされて、働きがいがあります。しかし、この低賃金が改善されない限り、働き続けることは難しいですと語っておられます。

ことしの4月から介護報酬改定で介護従事者の賃金が改善されたのではないかと言われます。しかし、私たち労働組合、知る限りでは、残念ながら実際の介護職賃金が引き上げされたという事例が見当たらないというのが、あるいは知らないというのが現状になっております。それは、個々の介護事業者の皆さん、経営者の問題ではありません。介護報酬の基本報酬が引き下げられたことで事業所の経営がさらに困難になり、賃金の引き下げにつながって、引き上げにはつながってはいないのです。

もう1つ、介護の現場で深刻なのは、介護施設の人員配置が低いということです。利用者に対す

るスタッフの配置の数が少ないことです。これでは入居者の安全が守れません。介護従事者の健康が守れないという現状です。特に夜の勤務では、1人夜勤が常態化をしています。

こういった問題で、私たち愛知県医労連、11月11日に介護の日ということで愛知県議会の県庁記者クラブで記者会見を行いまして、介護労働の実態についてスタッフの声を取材していただきました。中日新聞も写真入りで報道してくれました。この中身ですけれども、1人夜勤の現状です。有料老人ホームで働く50代女性の介護職員の声を紹介したいと思います。

私の施設は、定員80名、私のフロアは入居者が30名。夜、午後8時から翌朝午前7時までの11時間、1人で入居者の世話をします。コールが一度、複数入ると対応ができません。休憩や仮眠がとれなくて当たり前。私は1人夜勤の責任の重さ、緊張感で夜勤の不安による発作が起きるようになりました。診察を受けると適応障害と診断をされ、8月から夜勤は外されました。夜勤ができない状態で働き続けられるのか不安です。1人夜勤は改善してほしいですと、このように語っております。

この国の介護従事者の人手不足、大変極めて深刻です。政府は介護離職ゼロの旗を掲げると介護人材の問題を取り上げようとしておりますが、しかし、介護報酬、これを下げたままでは県下の介護基盤への打撃、弱体化が進んでおります。本来、介護従事者の処遇改善、人員配置基準の引き上げは、国の責任で行う必要があります。市として国にしっかり意見を上げていただきますよう、お願いをいたします。

以上です。

○高木委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質問なしと認めます。これで陳情第32号及び陳情第33号の趣旨説明を終わります。幸島さん、傍

聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時31分再開

○高木委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題としていきます。

議案第59号 損害賠償の額の決定及び和解についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

まず、15台分を借用しているということなんですけれども、質疑の段階では具体的な幾らで借りてるという金額までおっしゃらなかったと思うんですね。100分の4の4と固定資産税が絡んでいるということをおっしゃったんですけれども、具体的な金額は幾らなんですか。

○経済課長

今、資料を持ち合わせておりませんので、また後で御報告させていただきます。

○池田福子委員

それで、使用時間が午前9時から午後5時ということなんですけれども、この午後5時という時間でこれは延長してほしいとか、そういう話がありますか。この時間できちっとおさまってる、使用する側もということですかね。

○経済課長

使用時間につきましては、お祭りの際等につきましては使用時間の延長をさせていただいておりますが、通常でありますと午前9時から午後5時ということで、管理されてる2台分の方につきましても開け閉めは御自分でやってるということですので、特にそういった延長というのは、ふだんではございません。

○池田福子委員

先回は、鎖はまた黄色で再度取りつけたという話なんですけれども、単なる黄色ですかね。蛍光の機能はつけてないということでしょうか。

○経済課長

現状ついておりますものは、黄色のプラスチック製の鎖でございます。

ただ、そういったことで視認性につきまして、例えば反射板等の機能もつけないといけないということで、今その辺につきましては、今後、反射板または反射シールみたいなものをつけていくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○池田福子委員

午後5時前後だと非常に日中よりも夜間よりも、むしろ危ないと言われてるんですよ。ぼうっとした感じの夕方の暗さは事故のもとだということが言われておりますので、ぜひほかの対策もしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○経済課長

先ほども申したとおり、まだ今は黄色の鎖だけでございますので、反射板等また対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほどの駐車場の借地料でございます。年間187万8,369円でございます。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第59号について、挙手により採決します。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手全員です。したがって議案第59号 損害賠償の額の決定及び和解についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号 知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

心身障害者で次に掲げる施設、学校の入所、就学のための市外に居住している者については、本市の居住とみなすということですよ。

○福祉課長

そのとおりでございます。

○池田福子委員

このものは職業能力開発促進法となっていて、この分野で就労は入っていないんですかね。

○福祉課長

就労は入っておりません。

○池田福子委員

厳密にいうと、どうして入らないんでしょうか。

○福祉課長

具体的に、条例の今まで第11条の4だった職業能力開発促進法に基づく施設というのが、春日台の職業訓練校、これ、春日井市にあるんですが、それと愛知障害者職業能力開発校、これ、豊川市にあります。この2つの施設のことを指しておりますので。

以上でございます。

○池田福子委員

そうしますと、本市に居住している者とみなすということですけど、ちょっと当然のことで伺いますけれども、住民票を移した場合は入らないですね。

○福祉課長

条例の第8条の2で、本市に居住しなくなったときは心身障害者扶助料に該当しないんですが、今言った第11条に係る施設に入った場合は、住所

が移ったとしても心身障害者扶助料の対象にしますよということでございます。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号について、挙手により採決します。

議案第65号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手全員です。したがって議案第65号 知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第66号 知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

第66号に対して、質問させていただきます。

まず、施設の部屋の問題ですけれども、私もたびたび福祉の里には行くものですから、部屋を連想しながら、あの部屋がこっちの名前で、あそこがなくなって、ここを使うんだとかいろいろ連想はしたんですけれども、この書き方だと、申しわけないですけど、非常にわかりにくいんですね。あの部屋のことかしらとか。でも、部屋が変わってもこの名前使うのかしらというふうに、そう考

えちやいますもんで、ですから、できたら設計図で1階、2階、3階で前の部屋の名前、それから新しい部屋の割り振りみたいな感じでしていただいたほうがわかりやすいと思いますので、できたらそうしていただきたいと思いますが、どうですか。

○長寿介護課長

池田福子委員の回答の前に、今回、福祉の里八ツ田条例、必要な条例改正がおこなわれていた部分がございます、まことに申しわけございませんでした。深くおわび申し上げます。

今後、このようなことがないように、より集中力をもってまいりますので、よろしく願いいたします。

今回の回答の件ですが、条例の手法としては、このような手法になるのかなというふうに考えております。

ただし、誰が見ても何のことかちょっとわかりにくいというのはわかりますので、参考資料を出す等、そのような形で今後、工夫していけたらというふうに考えております。

○池田福子委員

先に言われてしまったんですけど、今からその問題に対してちょっと質問させていただきたいと思いますので。

結局は、条例ができる前に2割負担の実施をしてしまったということになるわけですかね。

○長寿介護課長

そのところにつきまして、少し長くなるかもしれませんが、こちらの思いとして説明のほうをさせていただきますと思います。

地域福祉センターにおいて、老人デイサービスを運営しております、知立市社会福祉協議会ではありますが、社会福祉協議会というのは指定管理者でもあり、同時に介護保険の事業者でもあるという2つの立場を有しております。今回の介護保険制度の改正で、市町村は要保護者に対して負担割合証を発行しなければならないというふうにされまして、7月から負担割合証のほうを発行させていただきます。

この負担割合証に記された割合に基づきまして、知立市社会福祉協議会は事業者として2割負担になった利用者の方に十分説明をし、利用者の合意の上で利用者との契約により、2割の利用料を徴収したということです。ですから、事業者としての社会福祉協議会には何ら問題はございません。

ただし、知立市の福祉の里八ツ田条例、第12条の第2項には、利用料は1割というふうに定めておりますので、ここで事業者としての社会福祉協議会と指定管理者としての社会福祉協議会のところでそごが生じ、また裂き状態が生じてしまったというふうに考えております。

ここをどういうふうに整理していくかということになるかなというふうに思うんですが、福祉の里八ツ田条例の中で、デイサービスの料金を決めておりますが、これは実際に知立市独自の利用料を定めたものではなくて、今までの介護保険料の1割分というのをここに独自な形で表現してあったものですので、特に知立市は、これと違う制度でいくんだよということではないということです。ですから、今回はどのように見ても直し忘れというか、そういうことが非常に明確になります。ということで、介護保険の制度というのが全国一律の利用料金というふうに定められておりますので、これを逸脱した条例というのは多分つくれないというふうに考えられます。

もしそれが認められるとなると、例えば福祉の里八ツ田を使った人だけが安くて、ほかの事業所を使うと高いとか、福祉の里八ツ田だけが安い料金で利用できるとか、他の業者との不公平が生じるとか、いろいろな問題が生じてきますので、もしこの条例が生きておつたとすれば、もうその時点で著しい公平を欠く不平等な条例ということになり、多分、条例として瑕疵があるものだろうというふうに考えられます。ですので、今回料金を取ったということについて、条例と制度の整合性を合わせるために遡及して改正させていただくということで御理解いただければというふうに思っております。

○池田福子委員

これはしまったなと思ったのは、いつぐらいからですか。変えなきゃいけないんだというの
はわかったのは。

○長寿介護課長

本来、異動してきたときに全部条例はチェック
しておくべきところでしたが、ちょっと気づかず、
今の話でいうと、会議室を今回、事務室にかえる
に当たり、条例の改正の必要ができました。そ
こで見えおったときに、この表記は何かなとい
うことで、よく調べてみると、これが利用料のこ
とだとわかり、今回、条例改正として上程させ
ていただきました。

○池田福子委員

先日の質疑では、弁護士にも相談したとい
うことをおっしゃいましたよね。何を相談した
んですか、これ。

○保険健康部長

まず、この契約というものが有効な契約であ
るかどうかが。それと不利益、不遡及の話、佐
藤議員からも出ましたけども、これが不利益、
不遡及の処分に当たるかどうかということの
2点をメインに御相談をさせていただいたとい
うことでございます。

○池田福子委員

弁護士は有効だと言ったわけですか。

○保険健康部長

返す必要はないというふうに明言をしてい
ただきましたので、有効であるというふう
に考えております。

○池田福子委員

副市長、これは返す必要はないと思われ
ますか。

○清水副市長

本会議でも申し上げましたけども、私
もそのように考えております。

○池田福子委員

知らなくてやってしまったということ
なので、悪意とは思いません。法律上
でいう悪意の場合は、知っててや
ったという場合は悪意になるです
ね。わかったのがつい最近だとい
うことなんですけれども、そも
そも知らなかったということ
自体が大

いなる問題ですよ、職務の問題とい
うことで。

例えば、これは体制の問題だと思
うんですけども、1人だけに責任が
いくような感じだと、そういうこ
とも起こると思うんですけども、
行政としては、知らなかったでは
ちょっと通用しにくいと思うん
です。たかだから人の問題じゃな
いということではないと思うん
です。ですから、その辺は組織の
問題でもあるんですけども、そこ
はどのように考えますか。

○長寿介護課長

もちろん、知らなかったで済む問
題とは思っておりません。深くお
わび申し上げ、反省する次第
です。

組織としては、いろいろなチェッ
クができるように私たちもチェッ
クし、担当もチェックし、また、
法制のほうでもチェックをお願い
できるような形ができるという
ふうには思います。

○池田福子委員

決して個人の責任ではないですよ
ね、こういうときは。組織とし
ての責任ということをお考え
ますと、副市長、組織の体制を
どのように。

○清水副市長

基本的には、それぞれ条例を所
管する担当課がござい
ますので、いろんな法改正が
ござい
ますと、まずその関連はどうか
ということをお考え
ますと、まずその関連はどうか
ということをお考え
ます。

それを必要な一部改正なりを
するときには、当然、総務に
文書担当、例規担当がござい
ますので、そこ
で改正の中身についてその整
合性などをチェッ
クして、正しい改正の仕方を
すると。そこには例規審査
会という内部組織もござい
ますので、そこで
いろんな意見を聞きながら調
整をしていくとい
うこと
でござい
ます。

今般のことにつきましては、介
護保険法が改正された時点
で、その関連のところをきち
っとい
ろんな条例を全部チェッ
クして、必要な改正を全
てしな
くてはいけ
ないとい
うのがこ
れが大原
則でござ
い
ますけど
も、その
ことが
失念して
しまっ
たとい
うこと
で、大
変御迷
惑をお
かけし
てい
るとい
うこと
でござ
い
ます。

その前にございました、心身障害者の扶助料、この場合も上位法が改正されて条文が1つずつずれてきたというようなことで、今回、改正をお願いしているわけでございますけれども、こういったことは本当にしょっちゅうあることでございますので、やはり職員がしっかりそこは注意をして、その法令の法文そのものは違っていても、中身もよく精査すれば市の条例とかかわり合いが出てくるといことも多々あるわけでございますので、そういったことをしっかりチェックをすると。それは、それぞれの条例を所管する課、あるいは総務の例規担当、そういったところと連携しながらやっていく必要があるだろうというふうに思います。

○池田福子委員

例えば、不作為という言葉がありますよね。これは、やるべきことをやらなかったという意味ですよね。やるべきことをやらなかったのは、はっきり言うと行政側の責任で、それを5人の方に間違えたわけじゃないんですね、本来ならばいただくべきものをいただいたというふうに解釈できるんだけれども、こちらが側としてもやるべき体制をとらずに、それをやってしまったという瑕疵があると思うんですね。

不利益、不遡及ですけれども、やっぱりこれは利用者を消費者だと考えれば、事業主のほうがよほどのすごい情報量を持てるので、これは行政側のほうが市民よりもものすごい情報量があって、わかって当然ということなんです。ですから、これは行政の信用問題でもあるんですわ、こういう問題というのは。

だから、もともとは組織の問題で、そこから起こった問題だっというのがわかってる。で、不遡及にするべきではないかというふうに提案もあったわけなんです。この辺、行政マンとしては、どう思いますか。

○清水副市長

私たちは、関係する法令に基づいて事務を執行するというのが大前提でございます。今般この問題につきましても、そういったことがわかった時

点で、今おっしゃった遡及をさせることが適当なのかどうかということですね。そのことについても法の解釈について弁護士にも御相談をさせていただいたということで、不利益、不遡及ということの状況の中にはならないということ。

いわゆる介護保険の2割負担をお願いする部分については介護保険法に基づき、介護保険の知立市の保険者としての知立市がそのことを利用者負担証を発行して、それに基づいてサービス事業者である社会福祉協議会が御本人との契約の中でサービスを提供し、その2割の負担をいただいたということですので、そのことについても法の執行上、問題がないという判断もいただいておりますので、私もそのように考えているところでございます。

これは少し言いわけじみてきて大変恐縮なんですけれども、これも本会議で申し上げましたけれども、先ほど長寿介護課長も申しましたように、社会福祉協議会という社会福祉法人は、介護事業のサービス事業者であるとともに、福祉の里八ツ田、地域福祉センターの市から指定管理者として施設の管理運営、施設で行うべき事業のサービスを市にかわって行っている社会福祉法人でありますので、その施設としてのサービスの部分と、それから、介護事業者としてのサービスをする部分とのそのことがちょっと実際の現場、あるいは担当の中でもその辺のことが条例との結びつきについても十分把握ができてはいかなったのかなということが今回の非常に大きな反省点だろうというふうに思っております。

これをどのようにすれば一番わかりやすくなるのか、そういったことも含めて、今後、検討したいというふうには思っておりますけれども、いずれにしても今回の件については、そういう意味では皆様に不必要な御心配をかけたしまったなということで、大変反省をしているところでございます。

○池田福子委員

信用の問題もあるんですけれども、私は前の仕事の関係からいきますと、こういう言い方は悪いかもしいないんですけど、私だったら昔の感じだ

ったら、一旦お返して、こうこうこういう理由
でいただいてしまいましたけれども、これは間違
ってたんですと。この分はいいので、改めてまた
ゼロベースからスタートしていただくようになり
ますということで了承を得ますね。結局、不利益、
不遡及になってないわけですよ。取りっ放しとい
うことになってるわけですよ。だから、そこを一
旦けじめをつけるべきではないかと思うんですね。

行政の信用にもかかわる問題で、組織の問題で
もありますから、その辺は、私の意見はちょっと
偏ってるかもしれませんが、一旦返すというのは、
ただど本来ならば、こういうふうで本当は条例に
ないんだけどいただいちゃいましたので、申しわ
けないですけど返します。次からはきちっとやり
ますので、次からの分はきちっと払ってください
という感じにすべきではないかと私自身は思っ
ております。

これ以上、議論続けてても収束できないと思
いますので、信用は全て、市長どうですか。

○清水副市長

今回、先ほども長寿介護課長も保険健康部長も
説明させていただきましたが、私も繰り返しにな
るような答弁で大変恐縮ですけども、2割負担を
いただいたという部分については、介護保険法に
基づいて保険者である知立市が、そういった負担
証というものを発行して、そういった契約に基づ
いて行われているということなので、そのこと
についてはそれで私は正しいというふうに理解を
しております。

今回のこの指定管理者としての福祉協議会が、
施設の利用料をいただくという部分での今回の改
正の中身でございますので、その部分について
は、私は1つ違うのかなというふうには思っ
ております。

しかし、こういったことで該当する方々に説明
をしないと、そういった信用とか、いろんな今後
のこの判断を今後内部でも詰めますけども、そ
ういったことがあれば、必要な説明のほうはさ
せていただきたいというふうに思っております。

○林市長

なかなかということなんですけども、何遍でも
申し上げておるように、利用者と事業者の社会福
祉協議会が契約した内容であります。それは瑕疵
がないというのは御案内のとおりでありまして、
そういったことで顧問弁護士も契約は成立してい
る。

私どもが謝らなきゃいかんというのは、この
条例がもうちょっと早く直しとかないかんか
ったなど、その部分で謝らせていただいているわけ
でありまして、事業者の社会福祉協議会と利用者
との契約は、何ら私、聞いていて、瑕疵があれば、
当然ながら返さないかんわけで、遡及して返さ
なきゃいかん。それは弁護士も当然そういうふう
に御指導されると思うんですけども、その辺は池
田福子委員がどこら辺がこだわってらっしゃるの
か、ちょっと私、見えないところであります。

○高木委員長

ここで10分間休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時09分再開

○高木委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

いろいろな言葉並べていただきました。指定管
理であるとか、社協であるとか、そういうことを
いっぱい並べていただきましたけども、利用者
にはそれはわからないことです。今、受けてる
ところがどこなんだろうということまでは考え
づらい問題があると思いますので、その辺の
ところを市民にどう対応するかということ
を考えていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わ
ります。次に自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号について、挙手により採決します。

議案第66号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって議案第66号 知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情第18号 国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第18号について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

消費税の引き上げ延期で予算が確保できず、大規模施設ほど補助金が減らされる制度計画となりました。公定価格は既に3月末に出ておりますし、私どもも、国の制度をしっかりと見ていく所存でございますので、不採択をお願いいたします。

○神谷委員

陳情第18号 国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書に関しまして意見を申し上げます。

陳情者の言われることは、理解できる場所もありますが、要望の4番目、保育料など保護者負担を引き下げることとあります。安くするというのはいいことでありますけれども、新制度の実施主体である自治体が十分にその役割を果たし、一層の推進が図れるとは考えにくいと考えまして、不採択とさせていただきます。

○川合委員

市政会を代表いたしまして、当陳情は不採択でお願いしたいと思います。

陳情者の説明にもありましたように、非常にこの制度の中で資金的な問題でありますとか、職員の確保、非常に難しいことは十分わかりますが、今、神谷委員もおっしゃられたように、全体的な持続可能なものを求めていく中で、保育料のことを上げる、下げるということを早計に意見を出すことにつきましては賛成しかねますので、不採択でお願いいたします。

○池田福子委員

この問題に関しましては、まさに少子化の問題でもあります。子供への支援が必要なのは、まさに今です。健やかな育ちを保障するのは必須の課題であると思いますので。そして、さらに職員待遇の改善も含めて、保護者負担の軽減も含めて、近い将来の日本の社会を考えてみても、ぜひ意見書を提出すべきと考えております。

したがって、賛成の意見とさせていただきます。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第18号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第18号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第18号 国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべ

きものと決定しました。

次に、陳情第19号 介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての陳情の件を議題とします。

御意見よろしく、発言をお願いします。

○明石委員

陳情第19号について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

私どもは、福祉、教育、防衛など、責任を持って政府に対して提言を行ってまいりました。10月には、党内に1億総活躍推進本部を設置し、具体策を精力的に議論をした。今年度、補正予算や来年度予算などを通して、継続的に施策の拡充に取り組んでいる途中でもあります。陳情者が言われる医療保険制度改悪、戦争できる国づくりに当てはまらなないと考えます。

よって、不採択でお願いします。

○川合委員

当陳情につきましても不採択の立場で意見を申し上げます。

社会保障につきましては、社会制度を基本にするとともに、保険料負担を含め、市民負担の増大は極力抑えつつ、需要、ニーズに応じていく必要があると思います。

当市におきましては、介護保障、生活保護、国保の改善等のあり方も含めて個別で御要望いただいておりますが、社会保障制度のあり方をしっかりと抑えた上で、税負担や公平性なども含めて議論しなければならぬと思います。

したがって、本陳情につきましては不採択でお願いいたします。

○神谷委員

陳情第19号 介護・福祉・医療などの社会保障の施策の拡充についての陳情書について意見を申し上げます。

言うまでもなく、社会保障につきましては、税との一体改革で行うのが原則であります。当陳情につきましては、介護、生活保護、国保、福祉、医療、子育て支援、障がい者、予防接種等々、個別の内容での要望をいただいているわけござい

ますけれども、全体の税負担のあり方、社会保障のあり方をしっかりと議論しないと、これは成立しないと考えております。

よって、本陳情につきましては、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

陳情第19号 介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての陳情書に対しまして、まさに総合的な救済を求めている陳情だと思います。現代の格差社会を反映した現状打開を求めているわけです。消費税を上げるときに、福祉に使うと言ったその言葉を忘れていたような気がいたします。介護保険では、軽度者の切り捨てが起きております。高齢者の居場所さえ奪おうとしているわけです。生活保護は受けさせないようにするというようにも思えるわけです。

したがって、この陳情には賛成の立場で答弁いたしました。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第19号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第19号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第19号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

続きまして、陳情第22号 若者も高齢者も安心

の年金制度の確立を求める陳情の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第22号について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

年金は物価や賃金上昇の状況に応じて毎年支給額を調整します。長期にわたって給付と負担の均等が図られるよう、現役世代の人口と年金を受け取る人々の平均寿命の延びに応じた調整率を賃金や物価による上昇率から控除するマクロ経済スライドがあわせて決まります。

年金制度は、世代間の助け合いの仕組みであり、少子高齢化が進む中で、年金の長期的な持続可能性を確保し、将来世代の給付水準を確保する上で、マクロ経済スライドは欠かせないものと考えます。年金と支給額の現役世代の負担を調整し、年金制度の基盤を強固にすることが重要と考えます。

よって、不採択でお願いします。

○小林委員

陳情第22号 若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める陳情書。市政会の立場として不採択の立場で意見を申し上げます。

ここに文言が書いてありますけど、アベノミクスは強い者をより豊かに、弱い者をより苦痛に追い込んでおりとありますが、このような認識ではないと考えますので、本陳情に対しましては不採択とさせていただきます。

○神谷委員

陳情第22号 若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める陳情書について意見を申し上げます。

経済スライドによる年金の切り下げをやめろということですが、経済スライドで上がることもございます。長い目で見れば、先ほども申されましたように、世代間の公平ということになることとつながると思いますので、本陳情につきましては、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

陳情第22号 若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める陳情書に対して、賛成の意見を述べ

させていただきます。

今、普通の生活を送ろうとしても十分とは言えない年金であります。下流老人という言葉があります。おいおい下流中年という言葉も出てきました。臨時的な出費が必要なら貯金を取り崩してしのいでいるのが今の年金者の実態であります。この年金の切り下げは将来の不安をあおるだけにすぎません。

したがって、この陳情書には賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第22号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第22号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第22号 若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第23号 介護保険制度の改善を求める陳情書の件を議題とします。

御意見、発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第23号について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

介護報酬は本年が改定の年になり、約2.3%引き下げられましたが、サービス低下につながらないよう、利用ニーズの高い在宅介護における中・重度者のケアや認知症の人向けのサービスに取り

組む事業者には加算が手厚くし、これまで並みの収入を確保することは可能としました。

介護職員の給与につきましては、約800億円を別枠で確保したことで、1人当たり月額1万2,000円程度の加算が実現しました。今回のマイナス改定により、今後3年間の65歳以上の介護保険料は、当初5,800円となる予定でしたが、230円抑えられ、全国平均で5,500円程度となりました。限られた予算の中で、給付の重点化と効率化のバランス調整が重要な課題となると考えます。

よって、不採択をお願いします。

○川合委員

当陳情におきましても、不採択の立場で意見を申し上げます。

今後、急ピッチで高齢化は進み、需要量は拡大が予想されますが、やはり入所と在宅のバランスをうまくとって、今後のニーズに合わせていかないといけないということで、やはり広い見地からこういったことを議論するべきだと思いますので、本陳情につきましては、不採択でお願いしたいと思います。

○神谷委員

陳情第23号 介護保険制度の改善を求める陳情書について意見を申し上げます。

この件は、国の税金の配分を変える大変大きな問題でございます。本来ならば、抜本的な税制改正を行わなければならない、少し我々の立場では判別いたしかねますので、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

陳情第23号 介護保険制度の改善を求める陳情書に対して、採択の立場で述べさせていただきます。

超高齢化社会は、当然介護、介助の必要度合いも上昇します。しかし、特別養護老人ホームは要介護3以上になり、利用料負担は上昇するにもかかわらず、事業者への介護報酬は引き下げられる。当然介護をする職員の待遇も上がらないわけです。

深刻で、離職や施設の廃止など、将来の不安が大きいために、この陳情書、採択の立場で述べさ

せていただきました。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第23号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、議案第23号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第23号 介護保険制度の改善を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第24号 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める陳情書の件を議題とします。

御意見よろしく、発言をお願いします。

○明石委員

陳情第24号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

子育てに奮闘する世帯の負担を軽減することに同感です。

よって、採択をお願いします。

○神谷委員

陳情第24号 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める陳情書について意見を申し上げます。

18歳年度末までの子供を対象とした現物給付の制度に関しましては、財源の担保もなされておらず、課題も多くみられるため、不採択とさせていただきます。

○小林委員

陳情第24号 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める陳情書。市政会の立場として不採択

の意見を申し上げます。

地方創生、そして人口減少対策施策に全国が一丸となって取り組んでいる中、子育て世帯の経済的負担軽減という視点は理解できなくはありませんが、財源確保の論議は十分になされていない現在においては、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

当陳情に対しまして、格差社会、今非常に深刻なものがあります。医療費の無料化は重要なポイントであります。お金がないために必要な医療が受けられないということがあってはならないと思います。早目の診療を受け、結局は医療費の削減につながるんだということを認知していただきたいと思います。

進学や就職に向けて、健康維持に向けて、成長期の健全な健康ということを考えて、この陳情に賛成いたします。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第24号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第24号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第24号 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第25号 福祉医療助成に対する国庫負担金削除措置の廃止を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第25号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

まだまだ国としての助成のあり方、そして、そこまで財源として確保できるのかという不安もあります。福祉医療費助成に対する国保の国庫負担金の削減は、障がい者や母子家庭などの負担がふえ、少子化対策が後退することが懸念されます。

よって、採択でお願いします。

○神谷委員

陳情第25号 福祉医療助成に対する国庫負担金削除措置の廃止を求める陳情書について意見を申し上げます。

国庫負担金削除措置の廃止というと、一見してよいように思われますが、全国を見渡したときに税の再配分という観点からすると、いささか仕方がないような気がいたします。税収が多く助成ができる自治体は、それなりにするという公平感が出ているという気がいたしますので、不採択とさせていただきます。

○小林委員

陳情第25号 福祉医療に対する国庫負担金削除措置の廃止を求める陳情書。市議会としましては、不採択の立場で意見を申し上げます。

全国的には財政状況によって違う。当市は既に助成対象となっています。本陳情に対しては、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

福祉医療助成に対する国庫負担金削除措置の廃止を求める陳情書に対して、採択の立場で述べさせていただきます。

必要な医療を受けるのは憲法の生存権の精神からいえば当然のことです。福祉医療助成はセーフティーネットでもあります。しかし、国が行おうとしていることはペナルティー的であります。網の目を粗くして、落ちこぼれる人を切り捨てていこうというのではないかと思っております。

早期受診対応のほうで医療費の抑制になるのは

証明済みであります。それによりまして国庫負担、非常に助かってくるわけです。それをもちまして、この陳情書に賛成の意見とさせていただきます。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第25号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第25号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第25号 福祉医療助成に対する国庫負担金削除措置の廃止を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第26号 後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める陳情書の件を議題とします。

御意見ありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第26号について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

後期高齢者の保険料と国保被保険者の人々との平等性からいって、特例見直しは必要と考えます。

よって、不採択でお願いします。

○川合委員

当陳情におきましても、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、高齢化が急ピッチに進み、需要量も非常にふえてくるのが想定されます。安定的で持続的化が可能な医療保険体制をつくらない限り、現在のシステムの部分的な

手直しだけでは、早かれおそかれ、限界が来ることは明らかであります。今後は、現役世代と高齢世代との負担関係を注視し、バランスと公平性が担保された持続可能な運営を図っていくべきと考えますので、本陳情につきましては不採択でお願いいたします。

○神谷委員

陳情第26号 後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める陳情書について意見を申し上げます。

保険制度というものは、それぞれ支え合いの精神で成り立っております。導入時の特例措置を本則に戻すというのは全体的に見たときに独立した制度の中で成り立っていくのかなど考えるときに、一定程度、仕方がないと考えますので、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

当陳情に対しまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

高齢者の孤立、貧困が大問題であります。何ら本人たちに落ち度はないのに値上がりが続く状態は異常です。

今後、希望の持てない人生になってしまうわけです。むしろ高齢者の活力を活かすために、健康寿命の維持にも欠かせない医療に力を入れるべきと考えております。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第26号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第26号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第26号 後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第27号 福祉医療制度を守り、拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第27号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

子供の医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付で実施する件は、陳情第24号で意見を述べました。後期高齢者福祉医療費給付制度の拡大につきましては、財源の懸念がありますが、制度そのものには賛成です。

よって、採択をお願いします。

○神谷委員

陳情第27号 福祉医療制度を守り、拡充を求める陳情書について意見を申し上げます。

陳情第24号でも申し上げました、子供の医療費を18歳年度末まで現物給付するということには賛成いたしかねますので、不採択とさせていただきます。

○小林委員

陳情第27号 福祉医療制度を守り、拡充を求める陳情書。市政会として不採択の立場で意見を申し上げます。

子供の医療無料制度を18歳年度末まで現物給付とありますが、義務教育である中学校卒業までではないのか。それ以降は就労生産能力年齢であるとの観点から、本陳情に対しましては不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

福祉医療制度を守り、拡充を求める陳情書に対して採択の立場で述べさせていただきます。

福祉医療を安定させ、むしろ拡充させ、安心して暮らができることこそが子供や高齢者、障がい者など、そして、その家族も含めて人としての暮らができる最善のことだと思います。

医療は福祉の根幹でもあります。強化、拡充、むしろすべきであると思います。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第27号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第27号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第27号 福祉医療制度を守り、拡充を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第28号 県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第28号について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情第25号に関し関連もして、補助金の復活を望みますが、しかし、今後、高齢化が進展することで、骨折や肺炎を含めた高齢者特有の医療ニーズがふえ、全体としてリハビリなど回復期の病床の需要が拡大していくことが予想されます。現在、提供されている医療体制と将来の医療需要との開きをいかに埋め、適切な医療体制の再編を進めていくかが構想に期待されています。

一方、構想の実現に向け、構想区域ごとに医療関係者などを集めた地域医療構想調整会議が開かれることになっています。将来の病床の必要量を検討した上で、医療機関同士の協議により、病院

の機能分化や連携について議論します。

ただし、各病床の再編は、病院の経営に直接絡む問題であり、構想の実現が難航する場合も想定されます。実効性のある内容とするためには、都道府県が医療関係者と協議する地域医療構想調整会議の場で粘り強く合意を形成する主体的な関与が欠かせません。

地域医療介護総合確保基金などを使って在宅医療の推進はもちろん、介護分野との連携強化など、さまざまな形で患者の受け皿を用意することが重要です。複数の病院などをグループ化し、病院間でベッド数を融通できるようにする地域医療連携推進法人の創設も円滑な再編に向け活用していくべきです。

よって、不採択をお願いします。

○神谷委員

陳情第28号 県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める陳情書について意見を申し上げます。

いろんな見方、考え方があると思います。しかし、県全体を見たときに、我々の立場では判別いたしかねる場合がありますので、不採択とさせていただきます。

○川合委員

当陳情につきましても、不採択の立場で意見を意見を申し上げます。

確かに、県民に医療を守り、医療体制を充実することは今後の需要量や質を考えると当然のことではありますが、やはり財源や制度全体の議論をする中で進めるべきであると思いますので、当陳情につきましても不採択をお願いします。

○池田福子委員

陳情第28号 県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める陳情書に対して、採択の立場より意見を述べさせていただきます。

県民の健康を保持、十分な医療を受けられるということ、そして、医療従事者への十分な対応が求められております。むしろ率先して取り組み、転入者をふやして県の活性化に寄与するものと思われれます。

したがって、賛成の意見とさせていただきます。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第28号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第28号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第28号 県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第29号 後期高齢者医療の保険料と窓口負担軽減に関する陳情書の件を議題とします。

御意見ありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第29号について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

国が段階的に廃止を計画している保険料軽減特例は平成29年目標であるが、現在、計画はストップ状況にあります。広域連合には独自の財源がなく、窓口負担の軽減制度は困難な面があると考えます。

よって、不採択をお願いします。

○神谷委員

陳情第29号 後期高齢者医療の保険料と窓口負担軽減に関する陳情書について意見を申し上げます。

趣旨の中に生活が困窮している低所得者に対しては、全国一律の保険料減免制度があるとしておりますが、まさにそのとおりであります。先ほど

も申し上げました、保険制度というものは助け合いの精神が基本であり、公平・公正でなければなりません。行き過ぎた軽減制度は、制度そのものを破壊しかねませんので、不採択とさせていただきます。

○小林委員

陳情第29号、市政会としては不採択の立場で意見を申し上げます。

市政会として、ある一定のセーフティーネットは必要であると考えますが、先ほど陳情第26号で、当会派の川合委員が意見のとおり、負担の公平性という観点により、不採択と考えさせていただきます。

○池田福子委員

陳情第29号 後期高齢者医療の保険料と窓口負担軽減に関する陳情書に対して、採択の立場より意見を述べさせていただきます。

多数の高齢者が貧困に悩んでおります。これは大問題であります。保険料の負担感もあれば、罹患したときの医療費も気になり、結局は受診をためらうことにつながってしまい、保険制度に対する本末転倒もあります。

したがって、陳情に賛成の立場でございます。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第29号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第29号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第29号 後期高齢者医療の保険料と窓口負担軽減に関する陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第30号 後期高齢者医療の一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象とすることを求める陳情書の件を議題とします。

御意見ありましたら発言をお願いします。

○明石委員

陳情第30号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療の一部負担金減免は、生活保護基準の140%以下にも対象を拡大することは、後期高齢者の人々が生活保護家庭に近い減免になると考えます。

よって、採択をお願いします。

○神谷委員

陳情第30号 後期高齢者医療の一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象とすることを求める陳情書について意見を申し上げます。

先ほど陳情第29号でも申し上げましたけれども、保険制度というものは、なるべく例外をなくしていくことが制度の崩壊を招かないと申し上げました。今陳情に対しましても、その趣旨から不採択とさせていただきます。

○川合委員

本陳情につきましても、不採択の立場で意見を申し上げます。

市政会といたしましても、1.4倍以下への拡大は社会保障制度全体を議論していくことがやはり必要であり、単に生活保護基準や住宅控除基準の引き下げが行われたことを理由に1.4倍へと拡大することは、社会保障制度の健全な、そして安定的な運営を妨げないとの懸念もありますので、不採択をお願いいたします。

○池田福子委員

陳情第30号に対しまして、採択の立場より意見を述べさせていただきます。

生活保護基準の1.4倍以下の収入で暮らしている高齢者は、現実に多数いらっしゃいます。今後

の収入増も見込めません。逆に、必要経費は増加していきます。減免は必要不可欠であると考えております。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第30号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第30号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第30号 後期高齢者医療の一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象とすることを求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第31号 後期高齢者医療の葬祭費支給に関する陳情書の件を議題とします。

御意見ありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第31号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

申告漏れを防止するためにも、申告勧奨が必要だと考えます。

よって、採択をお願いします。

○神谷委員

陳情第31号 後期高齢者医療の葬祭費支給に関する陳情書について意見を申し上げます。

冠婚葬祭というのは、誰においても極めて個人的なことであります。その個人的なことに葬祭費を支給するということには賛成いたしかねます

ので、不採択とさせていただきます。

○小林委員

陳情第31号、市政会として不採択の立場で意見を申し上げます。

当市としては既に支給されている。各市町村によって財政面から考えると、いかなものかと思われれます。本陳情に対して、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

この問題は避けられない問題でもあります。被保険者への勧奨は、ぜひ進めるべきであります。当然の権利と言えらると思います。使いやすい制度にするべきだと思います。

陳情に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第31号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手少数です。

次に、陳情第31号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第31号 後期高齢者医療の葬祭費支給に関する陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第32号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第32号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

人員配置基準、全額国庫負担ということは、いろいろな困難な面があると思います。しかし、人材の確保、離職防止、また、賃金の問題等、処遇改善が必要な部分がまだまだという点であります。

よって、採択をお願いします。

○神谷委員

陳情第32号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情書につきまして意見を申し上げます。

介護の人材不足は、地域の介護施設にも深刻な影響を与えることでありますが、全くそのとおりであります。安心・安全の介護体制の確立を図るためにも、採択とさせていただきます。

○川合委員

当陳情につきましても、不採択の立場で意見を申し上げます。

介護従事者の勤務環境の改善、処遇改善は非常に重要なことがあります。本陳情の趣旨説明をしていただいた中にも、非常にその趣旨は理解できるわけですが、利用者2人に対して介護職員1人、非常に理想的ではありますが、実際、現実的な議論を進めるべきと考えますので、不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

陳情第32号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情書に対して、採択の立場で述べさせていただきます。

介護従事者の不足は現在でも深刻、しかし、10年後はさらに不足することは明らかであります。当初から3K職場と言われておりました。職場環境の悪さは改善されないままであります。収入は全国平均より月額10万円ほど低い状態、昇給幅も低い。逆に責任は重くなっております。人生設計を考えたら転職という選択肢を選ばざるを得ない場合もあると思います。

この状態の改善なくして人材確保と離職防止はあり得ないと思いますので、この陳情に賛成の立

場で意見を述べさせていただきました。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第32号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第32号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書の件は、採択とすべきものと決定しました。

陳情第33号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第33号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

愛知県議会の衆参議長に提出された意見書は、看護職員15万人体制などと踏み込んだ提案ではありませんでした。また、医師数、介護職員を大幅に増員するのは現実離れしています。現状の2倍に当たる15万人以上の看護職員を確保することなど、雲をもつかむ話です。

しかし、医療従事者、介護従事者について、その処遇や社会的評価に配慮しつつ、人材の確保を図ることは重要であります。

よって、採択をお願いします。

○神谷委員

陳情第33号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書について意見を申し上げます。

勤務医や看護職員の過重な労働環境による過酷な労働を改善しなければ、県民の安心・安全は守れません。いつでもどこでも誰でも利用、介護が受けられる体制の確立のためにも、この陳情に対し

まして採択とさせていただきます。

○小林委員

陳情第33号、市政会の立場として不採択の意見で申し上げます。

増員により医師、看護師、看護職員の確保がなされれば労働環境の待遇改善につながり、安心・安全の医療提携が確立されると思うが、しかし、財政確保の論議が十分なされていたため、本陳情に対しては不採択とさせていただきます。

○池田福子委員

陳情第33号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書に対して採択の立場で述べさせていただきます。

避けて通れない超高齢化社会になります。介護、看護は重大な責任問題でもあるにもかかわらず、処遇はそれに比例しておりません。職務内容も過酷であります。有資格者でも復帰者は少ない状態です。労働条件の改善を大幅にしなければ人員確保はできないものと思います。

よって、この陳情書に対して採択の立場をとらせていただきます。

○高木委員長

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第33号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって、陳情第33号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書の件は、採択とすべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時01分再開

○高木委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の文案について御協議願います。

陳情第32号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

陳情第33号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている文案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

午後0時03分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長